

白井市教育委員会臨時会会議録

○会議日程

平成27年6月24日（水）

白井市役所4階第2会議室

1. 委員長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 議決事項

議案第1号 白井市民プール開設期間の変更について

4. その他

○出席委員

委員長	石 亀	裕 子
委 員	小 林	正 継
委 員	高 城	久 美 子
委 員	石 垣	裕 子
教育長	米 山	一 幸

○欠席委員

な し

○出席職員

教育部長	田 代	成 司
教育部参事	藤 咲	克 己
生涯学習課長	鈴 木	栄 一 郎
書 記	風 間	信 也
書 記	品 川	太 郎

午前 9 時 4 2 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 7 年第 2 回白井市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。高城委員と石垣委員にお願いします。

○議案第 1 号 白井市民プール開設期間の変更について

○石亀委員長 これより議事に入ります。

議案第 1 号「白井市民プール開設期間の変更について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第 1 号「白井市民プール開設期間の変更について」提案理由でございますけれども、本案については、白井中学校及び南山中学校の自校プールが故障のため使用できないことから、白井市民プールにおいて中学校水泳指導を行いたいために、開設期間の変更について協議するものです。裏面をご覧ください。変更内容ですけれども、開設期間の延長ということで、変更前 7 月 1 日から 9 月第 2 日曜日までを、変更後 6 月 2 9 日から 9 月第 2 日曜日までとするものです。水泳指導の実施予定日ですけれども、白井中学校 1 学年と 2 学年が 7 月の 6 日から 9 日までの 4 日間。それから南山中学校の 1 学年、これが今回延長の対象となっております 6 月 2 9 日、それと 7 月 3 日ということで 2 日間を予定するものです。以上で説明を終わります。

○石亀委員長 ただ今の議案第 1 号について質問等がありましたらお願いします。

○高城委員 各学校から市民プールまでの移動手段はどうなっていますか。

○田代教育部長 学校から市民プールにつきましては、借上げバスを使用してピストン輸送をします。

○石垣委員 白井中は、1 年 2 年の学年で使用ですけれど、南山中学校の 2 年生はどうなっていますか。

○田代教育部長 白井中学校は何故 2 年生が入っているのかということですが、昨年度、台風により 1 年生のプール授業ができなかったため、今回入れております。南山中学校については昨年度実施しておりますので、今年度はありません。

○米山教育長 学習指導要領上プールは 1 年生だけやれば良いのか、あと何時間やれば良いのか、それを説明してください。

○田代教育部長 学習指導要領上、プールにつきましては 1・2 年生のどちらかでやりなさいということになっております。何時間という規定は無く、たとえばクロールが泳げるとか指導の内容の部分でございますので、実際に 1 年生だけでかなり達成できるということで例年 1 年生で実施しております。

○米山教育長 6月29日に変更となりますが、これは今年だけに限ったことですか。それとも今後ずっと6月29日になるということですか。

○田代教育部長 これにつきましては、学校のプールの方が学校行事との都合上、どうしても6月の後半から組みたいということですので、本年度だけは29日からになりますけれども、来年度につきましては学校行事等との都合上、多少早くなるという可能性もあります。

○米山教育長 今回の改正で6月の15日とか6月の10日にした方が、今後ずっとそれで通せるのではないかと思います。

○藤咲教育部参事 市民プールの存続についてまだ明快な回答が出ていない点があるということから、随時、承認をとらせていただくこととさせていただいております。今後、確定すれば期間変更ということで条例改正を行うことができると思います。

○米山教育長 条例改正となると本来は議会にかけないといけないのではないですか。

○藤咲教育部参事 今後のプールの存続について明確に6月何日からと決定した場合については、条例改正になります。今は条例があつて、それを指定管理者の都合により変更したい場合は教育委員会の承認になりますが、市としてその日に開けるのが原則となれば条例を改正するしかないということになります。指定管理者が自主的に期間を変更したいという旨を教育委員会に申請しているというのが今回の形になります。

○米山教育長 今年度だけということでは理解して、例えばプールの存続について方向性が見えた場合は議会の方に、例えば6月の1日からというような条例改正が必要になってくるということですね。

○藤咲教育部参事 そのとおりでございます。

○小林委員 学校が市民プールを利用する現在の形は今後も続く見込みですか。

○田代教育部長 学校が市民プールを使うことにつきましては、先ほど藤咲参事から話がありましたとおり、今後市民プールの存続について検討する中に学校の取扱も含めまして考えていくこととなると思いますので、現在のところ市民プールがありますので学校のプールを改修せずにそちらの方を積極的に利用できるという形でやっていきたいと思っております。

○石垣委員 指定管理をするときに一般の市民に水遊びに親しんでもらうということで指定管理をしたと思いますけれども、学校教育の授業で使うということも指定管理の中に含まれていますか。

○鈴木生涯学習課長 指定管理の内容には入っておりません。

○米山教育長 今回は指導費を含めて委託の契約をしております。指導力のある人が指定管理者の中にいるので、指定管理でお願いしている以外の学校教育の部分をやってもらう契約をしております。一般的な市民の分とは別扱いになります。

○石垣委員 早く開けるとなると、その分指定管理者は人をシフトしないといけないとか、色々な影響が出てきます。その分は補てんされるということですね。

○米山教育長 最後に条例改正をやっていくのかどうか、どこかできちんと決めてもらってやれば、す

こし余裕を持った日にちで条例改正をした方が良くと思います。

○石亀委員長 ほかに質問はありませんでしょうか。

議案第1号についてお諮りします。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第1号は原案のとおり決定いたします。

○その他

○石亀委員長 その他、何かありますか。

○藤咲教育部参事 26日に開催される総合教育会議の資料を今回配付しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○石亀委員長 その他、何かありますか。

(特になし)

○石亀委員長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。本日はお疲れさまでした。

午前10時16分 閉 会